

身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究

研究代表者 山縣 然太朗（山梨大学大学院 総合研究部 医学域 社会医学講座 教授）

研究要旨

1. 研究目的

本研究は、医療行為の同意について本人以外の者に権限を付与する場合、医療行為の同意の権限を付与してもよい条件に当てはまる者や医療行為の同意の権限を付与してもよい医療行為の類型化に関する検討を行うために、身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為に関する判例を収集し、医療の同意についての課題を整理することを目的とした。

2. 研究概要

研究代表者らは、2019年に「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を作成した。また、ガイドラインを補う事例集を2022年に作成した。この中で、医療行為の同意については、本人の一身専属性（本人だけに属する権利等）が極めて強いものであり、成年後見人等の第三者が提供される医療に係る意思決定・同意を行う権限はないものと考えられている。ガイドラインでは、医療行為の同意に関する考え方や対応については、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省、平成30年改訂）の活用、医療・ケアチームや倫理委員会で検討することが示されている。意思決定が困難な人の医療行為の同意のあり方については、医療現場の実態を踏まえた上で整理が必要な状況である。

本研究は、医療行為の同意について本人以外の者に権限を付与する場合、医療行為の同意の権限を付与してもよい条件に当てはまる者や医療行為の同意の権限を付与してもよい医療行為の類型化に関する検討を行うための前段階として、日本における身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する判例を収集した。

3. 結論

判例検索データベースを使用し、身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する判例を収集した。平成6年から令和5年度にかけて27件の判例を抽出した。本人に同意能力がある場合、または、本人に同意能力がない場合の両方において、医療側の説明義務、誰が、誰に、どこまで説明するのかを問われる判例が多かった。医療機関が家族に説明する場合の守秘義務の範囲は課題として残った。医療の同意を考える際には、意思決定支援のプロセスを踏むことが必要であるが、意思決定支援に焦点が当たった判例は見当たらなかった。医療の同意は一身専属性が高いということは法律の解釈なので、今後も判例を収集し、法的な解釈を整理する必要がある。また、身元保証を代行する事業者が医療現場でどのような役割を果たすべきなのかについての実態調査を行い、それを踏まえたあり方を検討することが、医療同意のあり方を検討する上で必要である。

班員・担当者一覧

	氏名	所属	職名
研究代表者	山縣 然太朗	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座	教授
研究分担者	熊田 均	熊田法律事務所	所長弁護士
	田宮 菜奈子	筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野	教授
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野	教授
	橋本 有生	早稲田大学法学学術院	教授
	山崎 さやか	健康科学大学看護学部看護学科	助教
研究協力者	山下 陽子	今池法律事務所	弁護士

A. 研究目的

成年後見制度は、平成 11 年の民法等の改正により、従来の禁治産・準禁治産制度を改正して、平成 12 年に導入された。成年後見制度の導入後、その利用者は増加しているものの、当該制度を利用していない認知症、知的障害、精神障害のある人も多く存在している。今後、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用が必要となる人の大幅な増加が見込まれる中、国民がより広く、また、安心して当該制度を利用できるようにするための対応が必要となっている。

近年、医療や救急等の現場において、身寄りのない高齢者等、本人に代わって判断をする親族がいない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘もある。医療、介護等を受けるにあたり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするために、成年後見人の職務を含めた支援のあり方を検討する必要がある。

平成 28 年 4 月、議員立法により、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立し、平成 29 年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定された。当該基本計画には、平成 29 年 1 月に提出された「成年後見制度利用促進基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項」を踏まえ、「医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討をすすめるべきである。」という記載がある。

また、平成 29 年 1 月に内閣府・消費者委員会の「身元保証等高齢者サポート事業に関す

る消費者問題についての建議」では、病院等が身元保証人等に求める種々の役割を分析分類し、必要に応じて病院等や都道府県等に対応指針を示すなどの適切な措置を講じることが求められている。加えて、求められる役割に対応する既存の制度やサービスが無い場合には、必要な対応策を検討することが求められている。

このような背景を基に、病院が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、病院職員の制度理解の状況といった実態把握を、平成 29 年度の「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において全国約 6000 施設に対して実施した。平成 30 年度には、平成 29 年度の調査結果を踏まえて、医療にかかわる意思決定が困難な患者への対応および身元保証人等がいない患者への対応、医療の場における成年後見制度の活用方法等についてインタビュー調査を行った。これら研究結果をふまえて、各分野の専門家による検討を経て、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定し、令和元年 6 月に発出した。ガイドラインは、身寄りがなく、医療に係る意思決定が困難な人への対応方法について、実際の医療現場での対応方法から抽出されたベストプラクティス、全ての医療機関で、全ての医療従事者によって実行可能であると考えられる標準的な対応方法、本人の意思を尊重する医療の仕組みづくりという方向性を示した。

令和 2 年度には、ガイドラインを発出して 1 年が経過した時点でのガイドライン活用状況や活用状況を踏まえた改善を検討することを目的とし、全国 4000 病院、500 自治体、800 の社会福祉協議会を対象に、アンケート

調査とヒアリング調査を実施した。

アンケート調査の結果、身寄りのない人の入院は地域によって偏在しており、身寄りがない人の入院や、身寄りがない人の入院や医療についての相談が多いのは三大都市圏であった。身寄りがない人の入院の際に生じる困りごとについて、自治体は親族調査や制度申請に関する役割、社会福祉協議会が金銭管理や入院費の支払いに関する役割、病院は医療に係る意思決定に関する役割を担うという、ある程度の役割分担がなされていた。「ガイドライン」は各関係機関で活用されている一方で、「ガイドライン」が広く周知されていない現状も明らかとなった。

加えて、親族やキーパーソン頼みの現在の医療の体制から、本人だけで医療を受けることが出来る体制へ変えていくことも今後の要望として抽出された。

この調査を踏まえて、ガイドラインを補足する「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインに基づく事例集（以下、事例集）」を作成した。事例は、1. 患者本人の意思が確認できない状況での対応、2. 医学的に妥当ではない判断への対応（本人の意思を尊重した退院）、3. 患者本人と疎遠な家族との関わり方（家族の役割）、4. 絶縁状態の家族の意見の尊重（延命治療の決定プロセス）、5. 退院後の住まいを確保し生活を支援するための対応の5事例であった。これら5つの事例に対して、医療面の課題、事例に関する法律的・倫理的懸念事項を整理し、法律の観点を踏まえた対応案と倫理の観点を踏まえた対応案、対応案について留意すべき事項を事例集で示した。

ガイドラインと事例集を発出した後も、医療の同意については課題が残った。ガイドラ

インと事例集においては、医療の同意は一身専属性が高く第三者に同意の権限はないものとしたが、現状としては誰かに医療同意を求める慣習が残っており、実際の運用することが困難な状況である。この状況を考慮し、改めて、医療行為の同意の在り方について整理することが必要である。そこで、本研究では、医療行為の同意について本人以外の者に権限を付与する場合、医療行為の同意の権限を付与してもよい条件に当てはまる者や医療行為の同意の権限を付与してもよい医療行為の類型化に関する検討を行う。その前段階として、身寄りがない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する判例を収集することを目的とした。

B. 研究方法

判例検索データベースを使用して、「家族同意」のキーワードを主として検索し、身寄りがない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する判例を収集した。

C. 研究結果

平成6年から令和5年度にかけて27件の判例を抽出した。本人に同意能力がある場合、または、本人に同意能力がない場合の両方において、医療側の説明義務、誰が、誰に、どこまで説明するのかを問われる判例が多かった。本人に同意能力がある場合は、家族に説明する義務はないと解釈できるが、医療機関が家族に説明する場合の守秘義務の範囲は課題として残った。医療の同意を考える際には、意思決定支援のプロセスを踏むことが必要であるが、意思決定支援に焦点が当たった判例は見当たらなかった。医療の同意は一身専属性が高いということは法律の解釈なので、今後も判例を収集し、法的な解釈を整理

する必要がある。

D. 考察

医療の同意に関する判例は、医療側から本人または家族への説明義務を問われる判例が多かった。医療の説明をする側（医療機関）と、医療の説明を受けて同意する側（患者）の関係性をふまえると、医療の同意を本人以外の第三者が支援する場合、医療側が誰に、何を、どこまで説明する必要があるのかを整理し、提示することが重要である。また、第三者に説明をする場合の守秘義務についても検討する必要がある、今後、さらに判例を収集していく。

また、身寄りがない人の医療同意を第三者が支援する場合、成年後見人等や、高齢者等身元保証サービスが実施している現状がある。医療現場における成年後見人等の期待される役割はガイドラインに示したが、医療現場における高齢者等身元保証サービスに期待される役割は整理できていない。身寄りがない人の支援は、当事者に関わる関係機関がネットワークを作ることが望まれる。そのため、高齢者等身元保証サービス事業者が、利用者の医療の同意についてどのように支援をしているのかの実態把握をし、高齢者等身元保証サービスの支援の在り方を検討していく必要がある。

E. 結論

平成 6 年から令和 5 年度にかけて 27 件の判例を抽出し、医療の同意に関する判例は、医療側から本人または家族への説明義務を問われる判例が多いことが明らかになった。医療の同意を本人以外の第三者が支援する場合、医療側が誰に、何を、どこまで説明する必要があるのかを整理し、提示することが重要で

ある。また、第三者に説明をする場合の守秘義務についても検討する必要がある、今後、さらに判例を収集していく。

また、身寄りがない人の医療同意を第三者が支援する場合、高齢者等身元保証サービスが実施している現状があるが、医療現場における高齢者等身元保証サービスに期待される役割は整理できていない。今後の研究の名目として、高齢者等身元保証サービス事業者が、利用者の医療の同意についてどのように支援をしているのかの実態把握をし、高齢者等身元保証サービスの支援の在り方を検討していく必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

熊田 均. 身元保証等生活サポート事業の法的問題. 実践 成年後見, 2016, 65.

熊田 均. 死後事務委任契約と消費者被害. 月報司法書士, 2021, 597.

熊田 均. 福祉・行政と司法の連携. 法律のひろば, 2022, 4.

橋本 有生. 意思決定が困難な人への医療提供における緊急事務管理の適用とその限界. 民法の展開と構成 小賀野晶一先生古稀祝賀, 成文堂, 東京, 2023, 149-166.

篠原亮次, 山縣然太郎. 「医療現場における成年後見制度及び病院における身元保証人の役割等の実態把握研究」報告書の概要とみえてきた課題. 実践 成年後見, 2019, 77: 12-21.

山縣然太朗, 山崎さやか. 「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要, 実践成年後見, 2019, (82), 37-44.

山崎さやか. 身寄りがいない人への具体的対応, 看護, 2019, 71(13), 74-79.

山崎さやか. 身寄りがいない人への対応について看護職が理解しておくべきこと, 看護, 2019, 71(13), 68-73.

山崎さやか. なぜ身元保証が求められるのか, Community care, 2019, 21(14), 56-59.

山縣然太朗, 山崎さやか. 身寄りのない人、意思決定が困難な人への支援~ガイドライン作成の経緯と活用の指針, 地域連携 入退院と在宅支援, 2021, 13(6), 49-52.

山崎さやか, 山縣然太朗. 『身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』に基づく事例集」の概要. 実践 成年後見, 2023, 103.

山崎 さやか. 身寄りのない認知症の方の退院支援. 地域連携 入退院と在宅支援, 2023, 16(4).

Sayaka Yamazaki, Nanako Tamiya, Kaori Muto, Yuki Hashimoto, Zentaro Yamagata. Current situation of the hospitalization of persons without family in Japan and related medical challenges. PLOS ONE, 2023, 18(6) e0276090-e0276090.

2. 学会発表

山崎さやか, 篠原亮次, 秋山有佳, 山縣然太朗: 医療従事者における成年後見制度の認知と理解の実態, 第 78 回日本公衆衛生学会総会, 2019 年 10 月 25 日.

山崎さやか, 山縣 然太朗: 身寄りがいない高齢者の実態と関連要因, 第 80 回日本公衆衛生学会総会, 2021 年.

山崎 さやか: 身寄りがいない高齢者の医療の決定プロセス に関する文献レビュー, 日本老年社会科学会第 64 回, 2022 年.

Sayaka Yamazaki, Nanako Tamiya, Kaori Muto, Yuki Hashimoto, Zentaro Yamagata. Current situation of the hospitalization of persons without family in Japan, 第 81 回日本公衆衛生学会総会, 2022 年.

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし